

所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金 令和5年分の申請について（ご案内）

所沢市では、「中小企業退職金共済制度（中退金）」及び「特定退職金共済制度（特退金）」に新規加入した市内事業所の事業主に対し、加入から3年間、支払済みの共済掛金の一部を補助しています。補助金の交付につきましては、下記のとおりとなりますので、ご申請くださいますようご案内申し上げます。

記

1 補助対象事業主の資格要件

- (1) 市内に事業所を有し、申請時に事業活動をしていること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 共済掛金を事業所、または事業主個人で負担していること

2 補助対象

令和2年1月以降に、退職金共済制度に新規加入した事業主が、
令和5年1月から12月までの1年間に支払った共済掛金

3 補助金額

補助対象金額の20%以内（予算の範囲内）

※ 一人当たりの月額掛金は1万円を限度額として算出します。

【例】

従業員を10人雇用し、1人あたり月額掛金12,000円を支払っている場合
 $10,000円（限度額） \times 20\% \times 12か月 \times 10人 = 240,000円（補助金額）$

※ 補助対象期間は、加入した月（共済契約の効果が生じた日の属する月）から
36か月間です。

4 提出書類

① 所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金交付申請書（様式第1号）

② 所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金交付請求書（様式第4号）

◆ 記入例を参考にご記入ください。

③ 月別・個人別共済掛金内訳書（様式第2号）

◆ 記入例を参考にご記入ください。

◆ 令和5年中に、退職した従業員の掛金も申請可能です。

◆ 中退金と特退金の両方に加入している場合はそれぞれ別の用紙にご記入ください。

◆ 用紙が不足する場合は、コピーをとってご対応ください。

④ 振込口座がわかるページの写し

◆ 金融コード、支店番号、口座種目、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できるもの。

※ ①～③の書類は市HPからダウンロード可能です（🔍「退職金」）

5 提出期限

令和6年2月20日（火） **厳守**
郵送の場合2月20日（火）消印有効

6 留意事項

- ・ 提出期限は厳守してください。
- ・ 提出が遅れた場合、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。
- ・ 令和5年分を一括で受付します。
- ・ 提出書類に記載された個人情報は、補助金の交付事務にのみ使用します。

【提出及び問い合わせ先】

所沢市産業経済部産業振興課 労政・企業誘致グループ

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9157 FAX 04-2998-9162